

こども・子育て支援会議条例(大阪市条例第6号)

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第77条第1項及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第25条の合議制の機関として、本市にこども・子育て支援会議(以下「支援会議」という。)を置く。

(組織)

第2条 支援会議は、委員25人以内で組織する。

2 支援会議の委員は、保護者(法第6条第2項に規定する保護者をいう。)、事業主を代表する者、労働者を代表する者、法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援(以下「子ども・子育て支援」という。)に関する事業に従事する者、子ども・子育て支援に関し学識経験のある者その他市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱する。

(任期)

第3条 支援会議の委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 支援会議の委員は、再任されることができる。

(会長)

第4条 支援会議に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、支援会議を代表し、議事その他の会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(専門委員)

第5条 専門の事項を調査審議させるため必要があるときは、支援会議に専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、学識経験のある者その他市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

(部会)

第6条 支援会議は、必要に応じて部会を置くことができる。

2 部会は、会長が指名する委員及び専門委員で組織する。

3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選によりこれを定める。

4 部会長は、部会を代表し、議事その他の会務を総理する。

5 部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第7条 支援会議の会議は、会長が招集する。

2 支援会議は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 支援会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(関係者の出席)

第8条 支援会議は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(部会の運営)

第9条 前2条の規定は、部会の会議及び議事について準用する。この場合において、これらの規定中「支援会議」とあるのは「部会」と、第7条第1項及び第3項中「会長」とあるのは「部会長」と、同条第2項中「委員」とあるのは「当該部会に属する委員」と読み替えるものとする。

(施行の細目)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、市規則で定める。

附 則

この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成26年9月22日条例第97号、平成27年4月1日施行、告示第136号)

- 1 この条例の施行期日は、市長が定める。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 こども・子育て支援会議は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律(平成 24 年法律第 66 号。以下「改正法」という。)による改正後の就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成 18 年法律第 77 号)第 25 条に規定する事項(改正法附則第 9 条の規定により改正法の施行の日前においても行うことができる行為に関する事項に限る。)について、この条例の施行の日前においても、この条例による改正後のこども・子育て支援会議条例の規定の例により、調査審議することができる。

こども・子育て支援会議条例施行規則(大阪市規則第20号)

(趣旨)

第1条 この規則は、こども・子育て支援会議条例(平成25年大阪市条例第6号)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(庶務)

第2条 こども・子育て支援会議(以下「支援会議」という。)の庶務は、こども青少年局において処理する。

(委任)

第3条 前条に定めるもののほか、支援会議の運営に関し必要な事項は、支援会議の会長が定める。

附 則

この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

こども・子育て支援会議 運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、こども・子育て支援会議条例施行規則(平成25年大阪市規則第20号。以下「市規則」という。)第3条の規定に基づき、こども・子育て支援会議(以下「支援会議」という。)の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(部会の設置)

第2条 支援会議には、こども・子育て支援会議条例第6条第1項の規定により、別表に掲げる部会を置くものとする。

(雑則)

第3条 この要綱に定めるもののほか、支援会議の運営に必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成26年1月27日から施行する。

この要綱は、平成26年9月22日から施行する。

この要綱は、平成27年6月5日から施行する。

この要綱は、平成28年3月28日から施行する。

この要綱は、平成28年5月27日から施行する。

別表

名 称	所 掌 事 項
教育・保育部会	子ども・子育て支援法に基づき策定する、本市の子ども・子育て支援事業計画に係る、教育・保育の量の見込み及び教育・保育の提供体制の確保などに関する事
放課後事業部会	本市における放課後事業の実施方針や運営基準などに関する事及び総合的な放課後における児童の学びの場、遊びの場などに関する事
認可・確認部会	子ども・子育て支援法に基づき本市が行う施設・事業の確認に関する事 就学前の子どもに関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律(改正認定こども園法)に基づき本市が行う幼保連携型認定こども園の認可等に関する事
第1部会	上記、及びの所掌事務のうち幼保連携型認定こども園の認可等に関する意見聴取に関する事
第2部会	上記の所掌事務のうち、幼保連携型認定こども園の認可等に関し、設置・運営法人の選定に関する事
第3部会	上記の所掌事務のうち、幼保連携型認定こども園の認可等に関し、設置・運営法人の選定に関する事
ひとり親家庭等自立支援部会	母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づき策定する、本市のひとり親家庭等自立促進計画に関する事、その他ひとり親家庭等施策に関する事
教育・保育施設等事故検証部会	特定教育・保育施設、特定地域型保育事業、地域子ども・子育て支援事業、認可外保育施設及び認可外の居宅訪問型保育事業で発生した死亡事故等の重大な事故についての検証及び再発防止策に関する事

こども・子育て支援会議 教育・保育部会 名簿

氏名	役職名	備考
片上 星太郎	学校法人片上学園 認定こども園万代幼稚園	支援会議委員
近藤 道	一般社団法人大阪市私立保育園連盟会長	支援会議委員
辰巳 正信	一般社団法人大阪市私立幼稚園連合会会長	支援会議委員
福田 公教	関西大学人間健康学部准教授	支援会議委員、部会長代理
農野 寛治	大阪大谷大学人間社会学部教授	専門委員、部会長
市田 守男	学校法人森岡学園 住の江幼稚園	幼稚園・保育所等関係者
倉光 慎二	社会福祉法人育徳園 育徳園保育所	幼稚園・保育所等関係者
本田 久美子	社会福祉法人大阪新生福祉会 新生保育園	幼稚園・保育所等関係者
宮上 吉史	社会福祉法人あしかび 認定こども園たかさきこども園園長	幼稚園・保育所等関係者

こども・子育て支援会議 放課後事業部会 名簿

氏名	役職名	備考
岡田 龍樹	天理大学人間学部教授	専門委員
倉光 慎二	社会福祉法人育徳園理事	事業者・学校関係者
小谷 啓二	社会福祉法人石井記念愛染園 愛染橋児童館館長	支援会議委員
杼本 彰史	大阪市青少年指導員連絡協議会副会長	事業者・学校関係者
枝元 哲	大阪市立小学校長会副会長	事業者・学校関係者
中山 良明	大阪市子ども会育成連合協議会会長	支援会議委員
福永 政治	大阪市主任児童委員連絡会代表	事業者・学校関係者
佐坂 陽子	大阪市 PTA 協議会副会長	支援会議委員

こども・子育て支援会議 認可・確認部会 名簿

氏 名	役 職 名	備 考
寺 見 陽 子	神戸松蔭女学院大学人間科学部子ども発達学科教授	支援会議委員、部会長
農 野 寛 治	大阪大谷大学人間社会学部人間社会学科教授	専門委員
西 村 英 一 郎	弁護士	支援会議委員
吉 田 豊 道	公認会計士	専門委員
山 下 裕 子	公益社団法人子ども情報相談センター事務局長	専門委員
渡 邊 和 香	NPO 法人女性と子育て支援グループ pokkapoka 代表理事	支援会議委員

こども・子育て支援会議ひとり親家庭等自立支援部会 名簿

氏 名	役 職 名	備 考
五 代 儀 昌 幸	大阪労働局職業安定部職業対策課課長補佐	専門委員
遠 藤 和 佳 子	関西福祉科学大学社会福祉学部社会福祉学科教授	専門委員
太 田 雄 士	大阪商工会議所中小企業振興部部長兼経営相談室長	専門委員
小 林 眞 喜 子	公益社団法人大阪市ひとり親家庭福祉連合会会長	支援会議委員
下 迫 田 浩 司	弁護士	専門委員
徳 永 志 寿 嘉	日本労働組合総連合会大阪府連合会女性委員会福委員長	専門委員
農 野 寛 治	大阪大谷大学人間社会学部人間社会学科教授	専門委員
廣 瀬 み ど り	大阪市児童福祉施設連盟母子生活支援施設部会代表	専門委員
矢 野 初 憲	大阪市民生委員児童委員協議会副会長	専門委員
輪 違 清 裕	社会福祉法人大阪市社会福祉協議会理事兼事務局長	専門委員
安 田 幸 雄	一般社団法人おおさか人権ネットワーク代表理事	関係者
山 口 絹 子	NPO 法人しんぐるまざあず・ふぉーらむ・関西事務局長	関係者

こども・子育て支援会議 教育・保育施設等事故検証部会 名簿

氏 名	役 職 名	備 考
寺 見 陽 子	神戸松蔭女学院大学人間科学部子ども発達学科教授	支援会議委員、部会長
舟 本 仁 一	地方独立行政法人大阪市民病院機構 大阪市立住吉市民病院院長	支援会議委員
西 村 英 一 郎	弁護士	支援会議委員
林 宏 一	武庫川女子大学教授	専門委員
堀 千 代	常盤会短期大学幼児教育科教授	専門委員、部会長代理

こども・子育て支援会議 部会の設置について

教育・保育施設等事故検証部会

1 設置の趣旨

特定教育・保育施設、特定地域型保育事業、地域子ども・子育て支援事業、認可外保育施設及び認可外の居宅訪問型保育事業における子どもの死亡事故等の重大事故（ ）について、事実関係の把握を行い、死亡した又は重大な事故に遭った子どもやその保護者の視点に立って発生原因の分析等を行うことにより必要な再発防止策を検討する。

治療に要する期間が 30 日以上を負傷や疾病を伴う重篤な事故等

2 所掌事項

事故発生の実態把握

発生原因の分析等

再発防止策の検討

3 委員

部会委員については、別紙参照

4 部会の開催状況

- ・ 6月3日(金)に第1回検証部会を開催(部会長の選出、会議の公開・非公開の審議、事故概要)
- ・ 今後、関係者(保護者、施設設置者等)のヒアリングを実施し、事故発生原因の分析、再発防止策の検討を行う予定

5 部会設置の経緯

平成 28 年 4 月 4 日発生した認可外保育施設での死亡事故を受け、早急に教育・保育施設等事故検証部会の設置が必要となったため、本来は、会議を開き決議を諮るべきところではあるが、支援会議会長代理(会長不在のため)の判断のもと、書面表決により各委員に部会設置についての決議を諮ることとした。5月27日時点で、支援会議委員 24 名中 22 名の賛同を得ることができたため、こども・子育て支援会議条例第 7 条の 3 に基づき部会設置決議とした。

なお、今年度で開催する第 1 回会議(9月予定)の場で、指名委員の確認も含め、改めて承認を得ることとする。

子ども・子育て支援法（抄）

（平成 24 年 8 月 22 日法律第 65 号）

（特定教育・保育施設の確認）

第三十一条（略）

2 市町村長は、前項の規定により特定教育・保育施設の利用定員を定めようとするときは、あらかじめ、第七十七条第一項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。

（特定地域型保育事業者の確認）

第四十三条（略）

2（略）

3 市町村長は、第一項の規定により特定地域型保育事業（特定地域型保育を行う事業をいう。以下同じ。）の利用定員を定めようとするときは、あらかじめ、第七十七条第一項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。

（市町村子ども・子育て支援事業計画）

第六十一条（略）

2～6（略）

7 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、第七十七条第一項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。

（市町村等における合議制の機関）

第七十七条 市町村は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

- 一 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関し、第三十一条第二項に規定する事項を処理すること。
- 二 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関し、第四十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 三 市町村子ども・子育て支援事業計画に関し、第六十一条第七項に規定する事項を処理すること。
- 四 当該市町村における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。
 - 2 前項の合議制の機関は、同項各号に掲げる事務を処理するに当たっては、地域の子ども及び子育て家庭の実情を十分に踏まえなければならない。
 - 3 前二項に定めるもののほか、第一項の合議制の機関の組織及び運営に関し必要な事項は、市町村の条例で定める。

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（抄）

（平成 24 年 8 月 22 日法律第 66 号）

（設置等の認可）

第十七条（略）

2（略）

3 都道府県知事は、第一項の認可をしようとするときは、あらかじめ、第二十五条に規定する審議会その他の合議制の機関の意見を聴かなければならない。

4～7（略）

（事業停止命令）

第二十一条（略）

2 都道府県知事は、前項の規定により事業の停止又は施設の閉鎖の命令をしようとするときは、あらかじめ、第二十五条に規定する審議会その他の合議制の機関の意見を聴かなければならない。

（認可の取消し）

第二十二条（略）

2 都道府県知事は、前項の規定による認可の取消しをしようとするときは、あらかじめ、第二十五条に規定する審議会その他の合議制の機関の意見を聴かなければならない。

（都道府県における合議制の機関）

第二十五条 第十七条第三項、第二十一条第二項及び第二十二条第二項の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議するため、都道府県に、条例で幼保連携型認定こども園に関する審議会その他の合議制の機関を置くものとする。

審議会等の設置及び運営に関する指針（抄）

第7 会議の公開

1 会議の公開基準

審議会等の会議は、次のいずれかに該当する場合を除き、公開するものとする。

(1) 会議において次のいずれかに該当する情報を取り扱う場合

ア 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の情報により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

(ア) 法令若しくは条例の規定により又は慣行として公にされ、又は公にされることが予定されている情報

(イ) 人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

(ウ) 当該個人が公務員等（行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成11年法律第42号)第5条第1号八に規定する公務員等並びに大阪市住宅供給公社、大阪市道路公社及び大阪市土地開発公社（以下「住宅供給公社等」という。）の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務の遂行の内容に係る部分

イ 法人その他の団体（国及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの。ただし、人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

ウ 市長その他の執行機関の要請を受けて、公にしないとの条件で個人又は法人等から任意に提供された情報であって、当該個人又は法人等における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの。ただし、人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

エ 公にすることにより、本市の機関等並びに国及び他の地方公共団体の内部若しくは相互間における率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあると認められる情報

オ 市長その他の執行機関又は国若しくは他の地方公共団体が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事

務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

(ア) 監査、検査、取締り又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

(イ) 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、本市又は国若しくは他の地方公共団体の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

(ロ) 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

(ハ) 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

(ニ) 本市が経営する企業に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ
カ 公にすることにより、人の生命、身体、財産又は社会的な地位の保護、犯罪の予防又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障が生ずると認められる情報

キ アからカまでに掲げるもののほか、法令又は条例の規定の定めるところにより、公開しないこととされ若しくは公にすることができないと認められる情報又は法律若しくはこれに基づく政令の規定による明示の指示等により公にすることができないと認められる情報

(2) 会議において、行政処分の妥当性に関して審議等を行う場合

(3) 会議を公開することにより、円滑な議事運営が著しく阻害され、審議等の目的が達成できないと認められる場合

2 公開の方法

審議会等の会議の公開は、会議の傍聴を希望する者に、次のとおり当該会議の傍聴を認めることにより行うものとする。ただし、傍聴による会議の公開が認められない場合は、会議録又は議事の要旨を明らかにする書面（以下「会議録等」という。）を作成し、これを公開することによって行うものとする。

(1) 審議会等において、あらかじめ傍聴を認める定員を定め、当該会議の会場に傍聴席を設けるものとする。

(2) 傍聴者に会議資料を配布するものとする。ただし、1(1)アからキまでのいずれかに該当する情報が記録されているもの等については、この限りでない

(3) 会議を円滑に運営するため、審議会等において、傍聴に係る遵守事項等を定め、会場の秩序維持に努めるものとする。

(4) 傍聴者は傍聴の遵守事項を守り、当該会議の議事進行を行う者の指示に従って、静穏に傍聴するものとする。

(5) 会議に関する報道機関の取材に対して配慮するものとする。

3 公開・非公開の決定

(1) 審議会等の会議の公開又は非公開については、この指針に基づき、当該審議会等において決定するものとする。

(2) 会議の非公開の決定をした場合は、その理由を明らかにするものとする。

傍 聴 要 領

こども・子育て支援会議

1 傍聴要領

- (1) 会議を傍聴しようとする方は、会議の開催予定時刻までに、受付で住所及び氏名を記入し、事務局の指示を受けて、会場に入場してください。
- (2) 傍聴の受付は、先着順に行いますので、定員になり次第、受付を終了します。傍聴定員は10名です。

2 傍聴者の遵守事項

傍聴者は、会場においては、次の事項を守ってください。

- (1) はち巻き、たすき、ゼッケン、ヘルメットなどを着用しないこと
- (2) 危険物、ビラ、プラカード、旗などを持ち込まないこと
- (3) 飲食又は喫煙をしないこと
- (4) 携帯電話、ポケットベルなどは、着信音などを出さないこと
- (5) 写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、会議会長の許可を得た場合はこの限りでない。
- (6) 会議開催中は、静かに傍聴することとし、発言、拍手その他の方法により公然と意見を表明しないこと
- (7) その他会場の秩序を乱し、又は、会議の支障となるような行為をしないこと

3 会議の秩序維持

- (1) 傍聴者は、会場においては、会議会長又は事務局の指示に従ってください。
- (2) 傍聴者が上記2の規定に違反したときは、これを注意し、なおこれを改めないときは、退場していただく場合があります。